

令和6年度建設工事等に係る  
**資格制限・指名停止措置状況一覧**  
 (破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由																				
8	㈱リ・コート (大阪市淀川区)	令和6年7月3日から 令和6年10月2日まで (3か月)	当該事業者が、大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用)																				
7	(資格制限) ㈱綜企画設計 (東京都中央区)	令和6年6月22日から 令和6年12月21日まで (6か月)	当該事業者が、兵庫県まちづくり部発注の兵庫県庁本庁舎第3号館改修工事に係る実施設計業務に関し、設計業務等委託契約を締結したにもかかわらず、正当な理由がなく契約を履行しなかったことにより契約書の規定に基づき契約を解除されたため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(イ)適用)																				
6	東武トップツアーズ㈱ほか3社	令和6年6月7日から 下記期間	当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令を受けた、または違反の事実を公表されたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ適用) ※ 東武トップツアーズ㈱には指名停止基準第3条第3項も適用 ※ 近畿日本ツーリスト㈱には指名停止基準第4条第2項も適用																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コード番号</th> <th style="text-align: center;">業 者 名</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">92100049 (物品)</td> <td>東武トップツアーズ㈱</td> <td>東京都墨田区</td> <td style="text-align: center;">2か月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">91100009 (物品)</td> <td>名鉄観光サービス㈱</td> <td>名古屋市中村区</td> <td style="text-align: center;">4か月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90900258 (物品)</td> <td>㈱JTB</td> <td>東京都品川区</td> <td style="text-align: center;">4か月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">91000442 (物品)</td> <td>近畿日本ツーリスト㈱</td> <td>東京都新宿区</td> <td style="text-align: center;">2か月</td> </tr> </tbody> </table>				コード番号	業 者 名	所 在 地	期 間	92100049 (物品)	東武トップツアーズ㈱	東京都墨田区	2か月	91100009 (物品)	名鉄観光サービス㈱	名古屋市中村区	4か月	90900258 (物品)	㈱JTB	東京都品川区	4か月	91000442 (物品)	近畿日本ツーリスト㈱	東京都新宿区	2か月
コード番号	業 者 名	所 在 地	期 間																				
92100049 (物品)	東武トップツアーズ㈱	東京都墨田区	2か月																				
91100009 (物品)	名鉄観光サービス㈱	名古屋市中村区	4か月																				
90900258 (物品)	㈱JTB	東京都品川区	4か月																				
91000442 (物品)	近畿日本ツーリスト㈱	東京都新宿区	2か月																				
5	㈱魚国総本社 ほか2社	令和6年6月7日から 下記期間	当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた、または第3条違反の事実を公表されたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ適用) ※ 葉隠勇進㈱及びコンパスグループ・ジャパン㈱には指名停止基準第4条第2項も適用																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コード番号</th> <th style="text-align: center;">業 者 名</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">90700141 (物品)</td> <td>㈱魚国総本社</td> <td>大阪市中央区</td> <td style="text-align: center;">4か月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">91600271 (物品)</td> <td>葉隠勇進㈱</td> <td>東京都港区</td> <td style="text-align: center;">2か月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">91000116 (物品)</td> <td>コンパスグループ・ジャパン㈱</td> <td>東京都中央区</td> <td style="text-align: center;">2か月</td> </tr> </tbody> </table>				コード番号	業 者 名	所 在 地	期 間	90700141 (物品)	㈱魚国総本社	大阪市中央区	4か月	91600271 (物品)	葉隠勇進㈱	東京都港区	2か月	91000116 (物品)	コンパスグループ・ジャパン㈱	東京都中央区	2か月				
コード番号	業 者 名	所 在 地	期 間																				
90700141 (物品)	㈱魚国総本社	大阪市中央区	4か月																				
91600271 (物品)	葉隠勇進㈱	東京都港区	2か月																				
91000116 (物品)	コンパスグループ・ジャパン㈱	東京都中央区	2か月																				

令和6年度建設工事等に係る  
**資格制限・指名停止措置状況一覧**  
 (破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由
4	和以貴建設(株) (西脇市)	令和6年5月28日から 令和6年7月27日まで (2か月)	当該事業者が、兵庫県まちづくり部公営住宅整備課発注の県営白川台住宅建築工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)
3	株岡工務店 (神戸市兵庫区)	令和6年5月28日から 令和6年7月27日まで (2か月)	当該事業者が、兵庫県まちづくり部公営住宅整備課発注の県営白川台住宅建築工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)
2	株エス&ケイ (加古川市)	令和6年5月8日から 令和6年10月7日まで (5か月)	当該事業者が、東播磨県民局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用)
1	株福谷建設 (加古川市)	令和6年5月8日から 令和6年10月7日まで (5か月)	当該事業者が、東播磨県民局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用)